

2023年9月

投資家の皆様へ

PayPayアセットマネジメント株式会社

「PHEIM ASEAN株式ファンド」の信託の終了（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「PHEIM ASEAN株式ファンド」（以下、「当ファンド」という場合があります。）について、当ファンドの受益権の残存口数が投資信託約款に定める信託契約の解約の要件である10億口を下回る状態が継続していること、純資産総額（2023年8月末日現在約389百万円）の減少により運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難な状況となっていることから、お預かりした運用資産をお返すことが受益者の皆様の利益に資すると判断し、誠に残念ではありますが、2023年12月15日をもって信託を終了（繰上償還）させていただく予定としておりますので、お知らせ申し上げます。

この信託終了にあたっては、投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託約款の規定に従い、2023年10月20日付で書面による決議（書面決議）をもって実施いたします。

当ファンドの2023年9月26日現在の受益者の方は、2023年10月19日までに、繰上償還に関する議案への賛否について議決権を行使することができます。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成を得た場合に、可決されます。書面決議にて議案が可決された場合は、予定どおり2023年12月15日をもって信託を終了します。議案が否決された場合は、信託の終了は行いません。この場合、信託の終了を行わない旨を速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。

弊社では、投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の皆様のご期待に添えますよう万全を期して努力してまいりますので、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

投資信託説明書
(交付目論見書)
2023年8月14日

PHEIM ASEAN Equity Fund

PHEIM ASEAN 株式ファンド

追加型投信／海外／株式



商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 一般	年1回	アジア	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

■本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■この目論見書により行なう「PHEIM ASEAN株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年2月20日に関東財務局長に提出しており、2023年2月21日にその届出の効力が生じております。

■商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■投資信託の財産は、受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分に読みください。

●委託会社【ファンドの運用の指図を行なう者】

PayPayアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号

設立年月日:2004年5月12日

資本金:95百万円、運用する投資信託財産の合計純資産総額:2,110億円

(資本金・純資産総額は、2023年6月末日現在)

委託会社の照会先

・照会ダイヤル **0120-580446**

(営業日の9:00~17:00)

・ホームページ <https://www.paypay-am.co.jp>

●受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行なう者】

みずほ信託銀行株式会社

 PayPay アセットマネジメント株式会社

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

a. 主として東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国の企業の株式への投資を行ない、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

東南アジア諸国連合(ASEAN)とは、1967年に設立された東南アジア地域の地域協力機構で、域内における経済成長、社会・文化的発展の促進、地域における政治・経済的安定の確保、域内諸問題の解決などを目的として設立されました。インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオスの10ヶ国が加盟しています。

※ASEAN加盟国以外の国の企業の株式に投資を行なう場合もあります。

※株式への直接投資に代えて、株式に関連するデリバティブ取引等を使用する場合があります。

b. トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを組み合わせた運用を行ないます。

トップダウン・アプローチにおいては、投資対象国や業種毎の投資環境に焦点を当てつつ、世界全体のマクロ経済や社会・政治環境等を分析します。また、株式の組入比率については、投資環境等を勘案し機動的に変更します。株式市場に過熱感があると判断される場合には株式の組入比率を引き下げ、割安感があると判断される場合には組入比率を引き上げます。

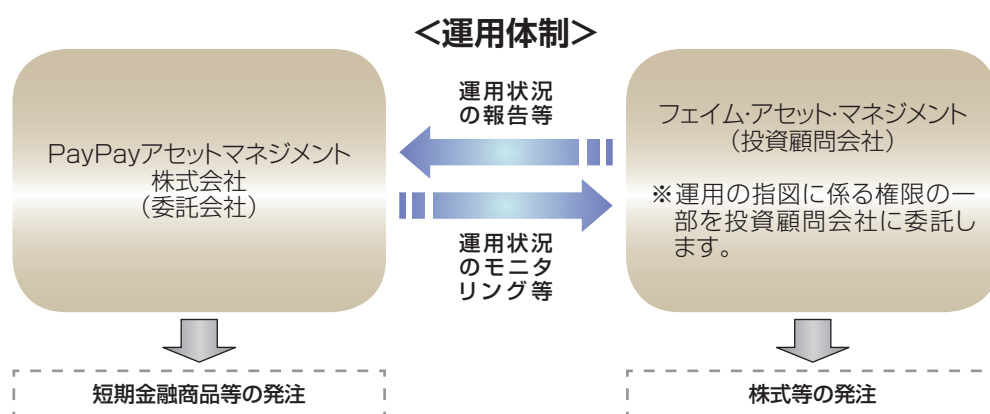
銘柄選定にあたっては、経営陣の質、情報開示姿勢、利益及びキャッシュフローの創出力、自己資本負債比率(財務レバレッジ)、株価収益率(PER)、株価純資産倍率(PBR)等の定量的・定性的な分析に基づき割安と判断される銘柄を選定します。なお、投資環境等によっては、成長性に着目した銘柄選定を行なう場合もあります。

1.ファンドの目的・特色

c. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

d. 運用の指図に係る権限の一部をフェイム・アセット・マネジメントに委託します。

運用の一層の強化・充実を図るため、運用の指図に係る権限の一部（国内余剰資金の運用の指図に係る権限を除きます。）をフェイム・アセット・マネジメント（投資顧問会社）に委託します。



フェイム・アセット・マネジメント（英文名:PHEIM Asset Management SDN BHD）は、1994年に設立されたマレーシアの運用会社で約30年のアジア市場での運用経験を有しています。

主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

分配方針

- ① 毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。
- ② 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ③ 信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行いません。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として株式など値動きのある有価証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様へ帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

<主な変動要因>

株価変動リスク	一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。アジア諸国の株式は、一般に先進諸国の株式等に比べて流動性リスクが高いと考えられます。
信用リスク	株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
カントリー・リスク	発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難になる可能性があります。
為替リスク	外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。また、流動性リスク管理に関する社内規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行なっています。運用委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

2.投資リスク

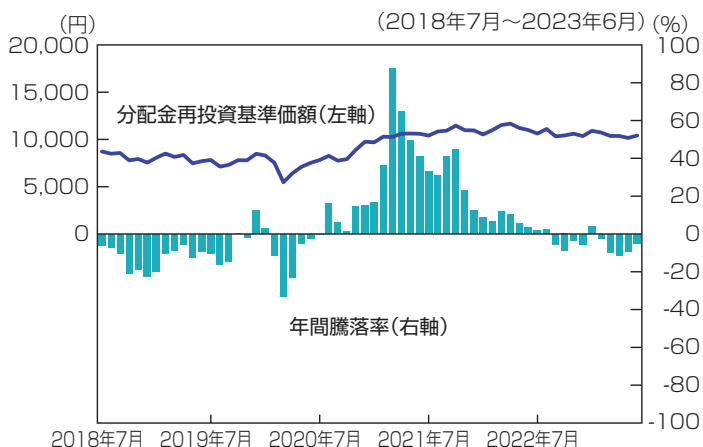
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

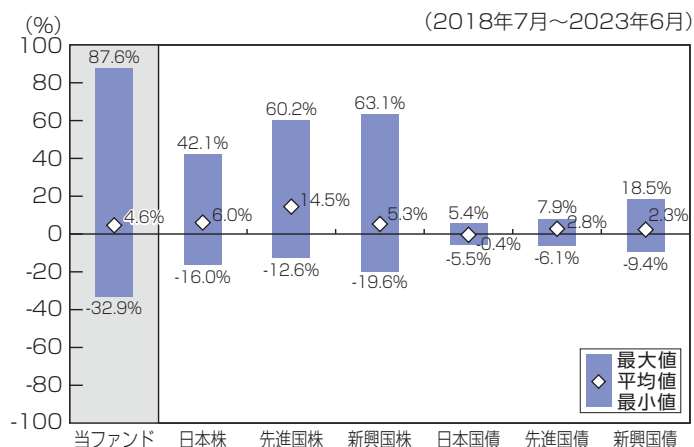
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債……NOMURA-BPI国債
- 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

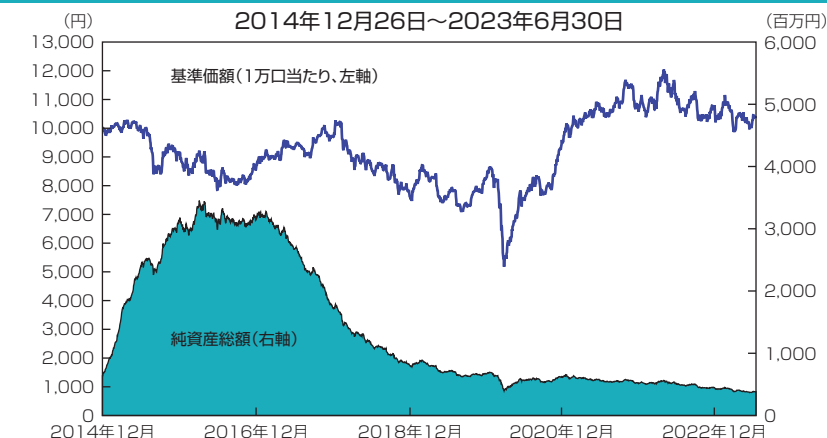
※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

3.運用実績

データは2023年6月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第4期(2018年11月20日)	0円
第5期(2019年11月20日)	0円
第6期(2020年11月20日)	0円
第7期(2021年11月22日)	0円
第8期(2022年11月21日)	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	10,419円
純資産総額	383百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	比率(%)
株式	マレーシア	39.2
	インドネシア	16.6
	シンガポール	11.7
	フィリピン	8.8
	オーストラリア	3.5
	ベトナム	2.6
	ケイマン諸島	2.5
	中国	2.3
	香港	0.0
	小計	87.2
新株予約権証券	マレーシア	0.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		12.8
合計(純資産総額)		100.0

◆株式の組入上位5業種の組入比率

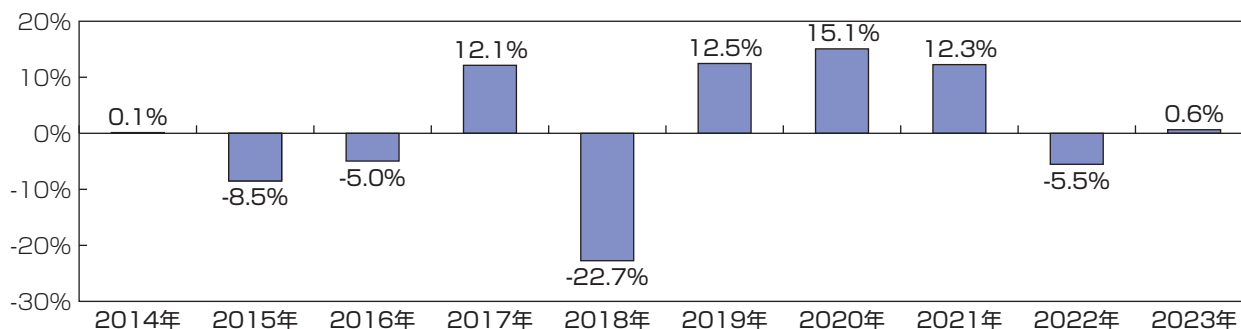
	業種	比率(%)
1	資本財	12.1
2	素材	11.7
3	不動産管理・開発	8.0
4	食品・飲料・タバコ	6.5
5	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.1

◆組入上位10銘柄の組入比率

	銘柄名	種類	国名	業種	比率(%)
1	IX BIOPHARMA LTD	株式	シンガポール	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.2
2	KRONOLOGI ASIA BHD	株式	マレーシア	ソフトウェア・サービス	3.5
3	GLOBAL FERRONICKEL HOLDINGS	株式	フィリピン	素材	3.0
4	HIBISCUS PETROLEUM BHD	株式	マレーシア	エネルギー	2.8
5	Q&M DENTAL GROUP SINGAPORE	株式	シンガポール	ヘルスケア機器・サービス	2.8
6	MUHIBBAH ENGINEERING(M)BHD	株式	マレーシア	資本財	2.7
7	UNITED U-LI CORP BHD	株式	マレーシア	素材	2.3
8	INTILAND DEVELOPMENT TBK PT	株式	インドネシア	不動産管理・開発	2.1
9	CAHYA MATA SARAWAK BHD	株式	マレーシア	資本財	2.0
10	TEMPO SCAN PACIFIC TBK PT	株式	インドネシア	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.9

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2014年は設定日(2014年12月26日)から年末までの騰落率、2023年は2023年6月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までとします。
購入の申込期間	2023年2月21日から2024年2月19日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	クアラルンプール証券取引所の休業日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	2024年11月20日までとします(2014年12月26日当初設定)。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年11月20日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1,000億円とします。
公 告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス https://www.paypay-am.co.jp/notification/
運用報告書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.85%(税抜3.5%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。 購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。												
信託財産留保額	基準価額に 0.3% を乗じて得た額とします。 信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため基準価額から控除され、信託財産中に留保される額です。												
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.815%(税抜年1.65%)の率を乗じて得た額です。 委託会社、販売会社、受託会社間の配分については次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配分(税抜)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年1.20%</td> <td>資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.40%</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.05%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>信託財産の運用の指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社が受取る報酬の中から支払われます。 上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p>		配分(税抜)	役務の内容	委託会社	年1.20%	資金の運用の対価	販売会社	年0.40%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
	配分(税抜)	役務の内容											
委託会社	年1.20%	資金の運用の対価											
販売会社	年0.40%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
実績報酬	<p>実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額(1万口当たり)が「ハイ・ウォーター・マーク」を上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に11.0%(税抜10.0%)の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得たものを乗じて得た額(以下、「実績報酬額」といいます。)*から前営業日の実績報酬額(前営業日に一部解約があった場合には当該解約に係る口数に相当する前営業日の実績報酬額を控除した額とします。)*を控除した額を計上します。 ハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間は10,000円(1万口当たり。以下、同じ)、第2計算期間以降は当該計算期または信託終了の日前の各計算期間の末日の基準価額のうち最も高い価額とします。ただし、当該最も高い価額が10,000円を下回るときおよび信託終了の日が第1計算期間の末日の前であるときは、10,000円とします。 計算期間末、および信託終了の日に収益分配金および実績報酬控除前の基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えている場合に限り、実績報酬額が信託財産中から支払われます。実績報酬額は、資金の運用の対価として、委託会社が収受し、委託会社から投資顧問会社に支払われます。</p>												
その他の費用・手数料	<p>①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>												

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。